

参照条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
2 (略)

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一、二 (略)

三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
四 七 (略)

○専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件（平成十七年文部科学省告示第三百三十七号）

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十号第三号の規定に基づき、専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。
平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

- 一 修業年限が三年以上であること。
- 二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定す	学校教育法施行規則第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単	全課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十単位時間以上であること。

学科 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科	る昼間学科又は夜間等 位制による学科」という。）であるもの以外のもの 単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が七十四単 位
---------------------------------	--	--------------------------

○学校教育法施行規則第一百五十三条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）

学校教育法施行規則第一百五十三条第三号の専修学校の高等課程は、次の表一から表四十六までの上欄に掲げるものとし、

同号の文部科学大臣の定める日は、それぞれこれらの表の下欄に掲げる日とする。
 表一（表四十六（略））